

美浜町新型インフルエンザ等
対策行動計画

美浜町

はじめに	3
第1部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	5
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的および実施に関する基本的な考え方	5
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的および基本的な戦略	5
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方（発生段階等）	7
第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ	10
(1)有事のシナリオの考え方	10
(2)感染症危機における有事のシナリオ(時期ごとの対応の大きな流れ)	11
第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	13
(1)平時の備えの整理や拡充	13
(2)感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え	14
(3)基本的人権の尊重	15
(4)危機管理としての特措法の性格	15
(5)関係機関相互の連携協力の確保	16
(6)高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等における対応	16
(7)感染症危機下の災害対応	16
(8)記録の作成や保存	16
第5節 対策推進のための役割分担	17
(1)国の役割	17
(2)県および町の役割	18
(3)医療機関の役割	18
(4)指定(地方)公共機関の役割	19
(5)登録事業者の役割	19
(6)一般の事業者の役割	19
(7)町民の役割	19
第2章 新型インフルエンザ等対策の項目と横断的視点	21
第1節 町行動計画における対策項目等	21
(1)行動計画の主要7項目	21
(2)対策項目ごとの基本理念と目標	21
(3)複数の対策項目に共通する横断的な視点	23
I. 人材育成	24
II. 国および県との連携	24
III. DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進	25

第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方および取組	26
第1章 実施体制	26
第1節 準備期(平時)	26
第2節 初動期	27
第3節 対応期	28
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	35
第1節 準備期(平時)	35
第2節 初動期	37
第3節 対応期	39
第3章 まん延防止	41
第1節 準備期(平時)	41
第2節 初動期	41
第3節 対応期	42
第4章 ワクチン	44
第1節 準備期(平時)	44
第2節 初動期	49
第3節 対応期	51
第5章 保健	55
第1節 準備期(平時)	55
第2節 初動期	55
第3節 対応期	56
第6章 物資	57
第1節 準備期(平時)	57
第2節 初動期	57
第3期 対応期	58
第7章 町民生活および町民経済の安定の確保	59
第1節 準備期(平時)	59
第2節 初動期	60
第3節 対応期	61

はじめに

近年、地球規模での開発の進展に伴い、開発途上国等における都市化や人口密度の増加が進み、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会が拡大している。これにより、人と未知の感染症との接点は増大している。さらに、グローバル化の進展により人や物の往来が世界的に拡大し、未知の感染症が発生した場合には、短期間で世界中に拡散するおそれが高まっている。

これまでも重症急性呼吸器症候群(SARS)やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生してきた。加えて、2020年以降には新型コロナウイルス感染症(COVID-19)(以下「新型コロナ」という。)が世界的な大流行(パンデミック)を引き起こし、新興感染症等が国際社会にとって重大な脅威であることが改めて示された。世界は今なお新興感染症等の発生リスクに直面しており、感染症危機が拡大しやすい状況にあることを改めて認識する必要がある。

しかし、新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、その発生自体を防ぐこともできない。このため、平時から感染症危機に備え、迅速かつ的確に対応できる体制を整備しておくことが重要である。

パンデミックを引き起こす病原体には、人獣共通感染症も想定される。感染症対策を強化するためには、「ワンヘルス」の考え方にに基づき、ヒトのみならず動物および環境を含めた分野横断的な取組を進めることが求められる。また、既知の感染症であっても、薬剤耐性(AMR)の問題により将来的な感染拡大リスクが高まる可能性があることから、日頃からの着実な対策の推進も重要である。

新型インフルエンザは、既存のインフルエンザウイルスとは抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、概ね10年から40年の周期で発生している。

多くの人々が免疫を有していないため、全国的かつ急速にまん延し、大きな健康被害と社会的影響をもたらすことが懸念されている。さらに、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、変異等により新型のウイルスが出現すれば、同様にパンデミックとなる可能性がある。未知の感染症である新感染症についても、社会に重大な影響を及ぼす事態が想定される。

こうした事態に対応するため制定された新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)は、病原性の高い新型インフルエンザ

等感染症、指定感染症および新感染症が発生した場合に、国民の生命および健康を保護し、国民生活および国民経済への影響を最小限に抑えることを目的とし、国や地方公共団体等の責務や、まん延防止等重点措置、緊急事態措置等を定め、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)と相まって対策の強化を図るものである。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、国民の大部分が免疫を有していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、重篤な症状を引き起こすおそれがあり、国民生活および国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがある。具体的には、

- ① 新型インフルエンザ等感染症
- ② 指定感染症(当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの)
- ③ 新感染症(全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの)である。

国は、特措法制定以前から新型インフルエンザ対策に取り組み、2005年に、「世界保健機関(WHO)世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて「新型インフルエンザ対策行動計画(以下「行動計画」という。))を策定した。その後、2009年の新型インフルエンザ(A/H1N1)への対応を経て、2011年に行動計画を改定し、2012年4月に、特措法を制定した。さらに、2013年には、特措法第6条に基づき「新型インフルエンザ等対策政府行動計画(以下「政府行動計画」という。))を作成し、2024年7月には初の抜本改正が行われた。

福井県においても、改訂された政府行動計画との整合性を図り、「福井県新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「県行動計画」という。))を改定している。美浜町においても、政府行動計画および県行動計画に基づき「美浜町新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「町行動計画」という。))」を改定するものである。

今回の改定では、特定の感染症や過去の事例のみにとらわれることなく、新たな呼吸器感染症等の流行も想定し、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえながら、さまざまな状況に柔軟に対応できるよう対策の選択肢を示している。今後も国、県の計画改定等を注視し、必要に応じて本町行動計画を見直し、感染症危機への備えを不断に強化していく。

第1部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的および実施に関する基本的な考え方

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的および基本的な戦略

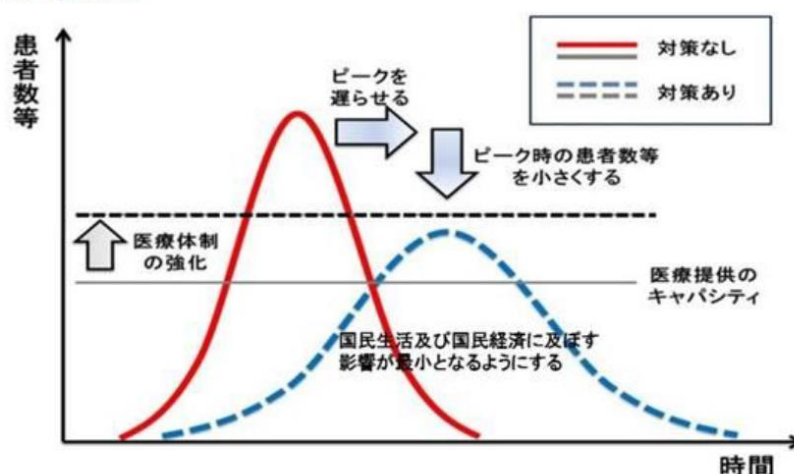
新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内への侵入も避けられないと考えられる。

病原性が高く、まん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、町民の生命・健康・生活・経済に大きな影響を与えかねない。新型インフルエンザ等は、長期的には、多くの町民が罹患するおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合には、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を町の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的とする。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命および健康を保護する。

- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

<対策の概念図>



出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（まん延防止に関するガイドライン）

(2)町民生活および町民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、町民生活および社会経済活動への影響を軽減する。
- ・ 町民生活および町民経済の安定を確保する。
- ・ 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- ・ 事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務または町民生活および町民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方(発生段階等)

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルスのパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。政府および県の行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示している。

また、政府および県の行動計画では、科学的知見等も踏まえ、地理的な条件、大都市への人口集中、少子高齢化、交通機関の発達度等の社会状況、医療提供体制、受診行動の特徴等の国民性・県民性も考慮しつつ、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせて、バランスのとれた戦略を目指すこととしている。

これらを踏まえ、町行動計画においても同様の観点から対策を組み立てることとし、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が収束するまでの状況に応じて、一連の流れをもった戦略を確立する。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や対策の有効性、実行可能性および対策そのものが町民生活および町民経済に与える影響等を総合的に勘案し、町行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し、決定する。

発生段階		概要
準備期	発生前の段階	地域における医療提供体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、町民等に対する啓発や、町・事業者による事業継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。

初動期	国内で発生した場合を含め、世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階	直ちに初動対応の体制に切り替える。新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が海外で発生した場合は、「病原体の国内への侵入を完全に防ぐことは困難である」ということを前提として対策を策定することが必要である。
対応期	国内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期	<p>患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染リスクのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。なお、国内外の発生当初等の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集・分析し対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替えることとする。</p> <p>また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図る等の見直しを行うこととする。</p>
	国内で感染が拡大し病原体の性状等に応じて対応する時期	<p>国、地方公共団体、事業者等は相互に連携して、医療提供体制の確保や国民生活および国民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め様々な事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ想定したとおりにいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。</p> <p>福井県や関係省庁が政府対策本部と協議の上、地域の実情に応じて、柔軟に対策を講ずることができるようし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮や工夫を行う。</p>
	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。
	流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	新型インフルエンザ等発生前における通常の医療提供体制への段階的な移行や感染症の見直し等を行う。

町民の生命および健康に著しく重大な被害を与える恐れがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

また、事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性がある場合は、そのことについて周知し、町民等の理解を得るための呼び掛けを行うことも必要である。

あわせて、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、町および指定(地方)公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や町民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。

新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等による咳エチケットなど、季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特に、ワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、これらの公衆衛生対策が、より重要である。

第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

(1) 有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナ等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、以下の①から④までの考え方を踏まえて、有事のシナリオを想定する。

- ① 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。
- ② 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
- ③ 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。
- ④ 病原体の変異による病原性や感染性の変化およびこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化も織り込んだ想定とする。

また、有事のシナリオの想定に当たっては、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)のリスク評価の大括りの分類を設け、それぞれのケースにおける対応の典型的な考え方を示す。その上で、柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替えについては第2部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方および取組」で具体的な対策内容の記載を行う。

新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、予防や準備等の事前準備の部分(準備期)と、発生後の対応のための部分(初動期および対応期)に大きく分けた構成とする。

(2) 感染症危機における有事のシナリオ(時期ごとの対応の大きな流れ)

時期		シナリオ
初動期		感染症の急速なまん延およびその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。
対応期	封じ込めを念頭に対応する時期	政府対策本部および県対策本部の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する(この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパンドミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意)。
	病原体の性状等に応じて対応する時期	感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波(スピードやピーク等)を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。
	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	ワクチンや治療薬等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える(ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する)。ワクチンの接種を希望する町民が速やかに接種を受けられるよう体制を構築し、接種を推進する。
	特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下することおよび新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策(出口)に移行する。

具体的には、前述の(1)の有事のシナリオの考え方も踏まえ、感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期および対応期を対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう以下のように区分し、有事のシナリオを想定する。時期ごとの対応の特徴も踏まえ、感染症危機対応を行う。この初動期から対応期までの時期ごとの感染症危機対応の大きな流れに基づき、第2部の「新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方および取組」の部分において、それぞれの時期に必要な対策の選択肢を定める。

特に対応期の「ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期」については、町が予防接種の実施主体であることから、適切かつ効率的な接種体制を構築できるよう具体的な内容を定める。ただし、ワクチンや治療薬の有無や開発の状況等によっては、こうした時期が到来せずに「特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」を迎えることも想定される。

さらに、感染や重症化しやすいグループが特に子どもや若者、高齢者の場合に必要な措置等については、社会や医療提供体制等に与える影響が異なることから、準備や介入の在り方も変化することに留意しつつ対策を定める。

第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

町は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、国が定める基本的対処方針および町行動計画に基づき、県等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において次の点に留意する。

(1) 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制づくりが重要である。このため、以下の(ア)から(エ)までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

(ア) 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理
将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

(イ) 初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が国内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例が探知された後、速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

(ウ) 関係者や町民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や町民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

(エ) 医療提供体制の把握、リスクコミュニケーション等の備え

感染症法や医療法等の制度改正による医療提供体制について把握するとともに、有事の際に速やかな対応が可能となるよう、リスクコミュニケーション等についての取組を進める。

(オ) DXの推進や人材育成等

医療関連情報の有効活用、国や県との連携の円滑化、関係者間の迅速かつ効率的な情報提供体制の整備による業務の効率化および負担軽減等を図るためのDXの推進や人材育成に取り組む。

(2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策にあたっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により町民生活および社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的および社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、以下の(ア)から(エ)までの取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、町民の生命および健康の保護と町民生活および社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

(ア) 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えにあたっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮する。町は、県等と連携し、可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時からこうしたデータの収集の仕組みや適切なリスク評価の仕組みを構築する。

(イ) 医療提供体制と町民生活および社会経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

町は、国や県のリスク評価に基づき、医療提供体制で対応できるレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講ずる。

その際、影響を受ける町民等や事業者を含め、町民生活や町民経済等に与える影響に十分留意する。

(ウ) 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。

柔軟な対応が可能となるよう、国の方針や県が示す個々の対策の切替えのタイミングの目安等を踏まえながら、適切な時期に対策の切替えを実施する。

(エ) 町民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策にあたっては、町民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場をはじめ様々な場面を活用して普及し、こどもを含め様々な年代の町民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行動を促せるようにする。特に、国や県がまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講じた場合には、対策の影響を受ける町民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

(3) 基本的人権の尊重

町は、新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施にあたって、町民等の自由と権利に制限を加える場合、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施にあたって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、町民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者等に対する誹謗中傷等、新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性があるだけでなく、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。さらに、新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、より影響を受けやすい社会的弱者への配慮に留意するほか、感染症危機においても町民等の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

(4) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

(5) 関係機関相互の連携協力の確保

町対策本部は、県対策本部および政府対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

町は、特に必要があると認めるときは、県に対して、特措法に基づく新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

(6) 高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

(7) 感染症危機下の災害対応

町は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化を進め、避難所施設の確保等を進めることや、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。感染症危機下で地震等の自然災害が発生した場合には、国や県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報提供、避難の支援等を速やかに行う。

(8) 記録の作成や保存

町は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、これを公表する。

第5節 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等から一人でも多くの生命を守り、社会経済活動への影響を最小限にするためには、国、県、町、医療機関、事業者、町民等が互いに協力してそれぞれの役割を果たし、一丸となって感染拡大防止に努めるとともに、町民生活および町民経済を維持しなければならない。新型インフルエンザ等が発生すれば、誰もが罹患する可能性があり、互いに協力してそれぞれの役割を果たすことが求められる。

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体および指定(地方)公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、国は、世界保健機関(WHO)等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

さらに、国は、新型インフルエンザ等およびこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査および研究に係る国際協力の推進に努める。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検および改善に努める。

また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議および閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、国は、新型インフルエンザ等対策推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

(2) 県および町の役割

県および町は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

【県の役割】

県は、特措法および感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援または医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関または医療機関と平時に検査措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

こうした取組においては、県は、保健所設置市や感染症指定医療機関等で構成される「福井県感染症対策連携協議会(以下「連携協議会」という。)等を通じ、予防計画や医療計画等について協議を行うことが重要である。

また、予防計画に基づく取組状況について毎年度進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施、評価・分析し、改善を図る。

【町の役割】

町は、町民に最も近い行政単位であり、町民に対するワクチンの接種や、町民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に關し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施にあたっては、県や近隣の市町と緊密な連携を図る。

(3) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた業務継続計画の策定および連

携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療および通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援または医療人材の派遣を行う。

(4) 指定(地方)公共機関の役割

指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(5) 登録事業者の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務または国民生活および国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

(6) 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

町民の生命および健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

(7) 町民の役割

町民は、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策(換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等)等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。

また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や、予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

第2章 新型インフルエンザ等対策の項目と横断的視点

第1節 町行動計画における対策項目等

(1) 行動計画の主要7項目

本行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命および健康を保護する」こと、および「町民生活および町民経済に及ぼす影響を最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する、具体的な対策を定めるものである。

以下の7項目を行動計画の主な対策項目として定め、項目ごとに、準備期、初動期、対応期に分けて対策の切替えのタイミングを示すことで、分かりやすく取り組みやすいものとする。

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 町民生活および町民経済の安定の確保

(2) 対策項目ごとの基本理念と目標

主な対策項目である7項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現にあたって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、それぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら取り組みを行うことが重要である。

① 実施体制

感染症危機は町民の生命および健康、生活、経済に広く大きな被害を及ぼすことから、危機管理の問題として取り組む必要がある。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から関係する課が緊密な連携を維持しつつ、人材の育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。また、新型インフルエンザ等の発生時には、平時における準備を基に、全庁体制で、町民の生命および健康を保護し、町民生活および町民経済に及ぼす影響が最小となるよう、必要な措置を講じる。

② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりする恐れがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要がある、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、町民等、医療機関、事業者等とリスク情報およびその見方の共有等を通じて、町民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

そのため、町は、平時から、町民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進めておく必要がある。

③ まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、町民生活および町民経済への影響を最小化することを目標とする。

特に有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は、重要な施策である。

そのため、町は、国内における発生の初期の段階から、町民等に対しマスクの着用や手洗い、人混みを避けるといった基本的な感染対策を実施するよう促す。

また、新型インフルエンザ等が急速にまん延し、国や県がまん延防止等重点措置や緊急事態措置を行った場合には、町民等に対し対策への協力を要請する。

④ ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、町民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

そのため、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要がある。

新型インフルエンザ等の発生時には、国が確保・供給するワクチンを活用し、接種にあたっては、事前の計画を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行う。

⑤ 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なることから、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、町民の生命および健康を保護する必要がある。その際、町民等への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。

そのため、町は、町の区域を越えたまん延の防止に向け、県が実施する連携協議会等へ積極的に参加する等、平時から県および近隣市町との緊密な連携を確保する。新型インフルエンザ等の発生時には、町は、町民に最も近い行政として、町民に対するワクチンの接種や生活支援、要配慮者への支援等の役割を担う。

⑥ 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の円滑な実施が滞り、町民の生命および健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。

そのため、町は、その所掌事務または業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに定期的に備蓄状況を確認する。

⑦ 町民生活および町民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、町民の生命および健康に被害が及ぶとともに、町民生活および町民経済に大きな影響が及ぶ可能性がある。

そのため、町は、国や県と連携しながら、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や町民等に必要な準備を行うことを勧奨する。

新型インフルエンザ等の発生時には、町は、国や県が講ずる支援策を踏まえ、地域の実情等にも留意しながら、町民生活および町民経済の安定の確保に必要な対策や支援を行う。また、事業者や町民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

(3) 複数の対策項目に共通する横断的な視点

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、以下のⅠからⅢまでの視点は、複数の対策項目に共通して考慮すべき事項である。それぞれ考慮すべき内容は以下のとおりである。

- I. 人材育成
- II. 国および県との連携
- III. DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進

I. 人材育成

感染症危機管理の対応能力を向上させるためには、平時から、中長期的な視野に立って感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行うことが不可欠である。

その際には、特に専門性の高い人材の育成を進めるとともに、多くの人が感染症危機管理に携わる可能性があることも踏まえて、より幅広い人材を対象とした訓練や研修等を通じ人材育成を行い、感染症危機対応を行う人材の裾野を広げる取組を行うことが重要である。

また、将来の感染症危機において地域の対策のリーダーシップをとることができる人材を確保することも重要である。

このほか、多くの職員が感染症危機管理に携わる可能性があることを踏まえて、新型コロナウイルス対応の経験を有する者の知見を、他の職員にも共有する機会を設け、できる限り幅広い体制で新型インフルエンザ等に対応できるように備えることも重要である。災害対応等における全庁体制等のノウハウや知見の活用も行いながら、必要な研修および訓練や人材育成を進める。

また、地域の医療機関等においても、県や関係団体等による訓練や研修等により、新型インフルエンザ等への対応能力を向上させ、幅広い対応体制を構築するための人材育成を平時から進めることが期待される。

II. 国および県との連携

国および県との適切な役割分担の下、国が基本的な方針を定め、それを基に、県が感染症法や特措法に基づく措置の実施主体としての役割を担い、感染拡大防止や医療提供体制の確保等の対策の実施を地域の実情に応じて行う。また、町は、町民に最も近い行政として予防接種や町民の生活支援等の役割が期待されている。

新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするためには、国や県との連携体制を平時から整えておくことが不可欠である。また、新型インフルエンザ等の発生時は、都道府県間の連携、県や他の市町との連携も重要であり、こうした地方公共団体間の広域的な連携についても平時から積極的に取り組み、準備を行うことが重要である。

特に規模の小さい当町では、単独で対応が難しいため、人材育成等の平時の備えについては、平時からの地方公共団体の広域的な連携による取組や県および国による支援等を行うことが求められる。

新型インフルエンザ等の発生の初期段階からの迅速な対応を可能にするためには、新型インフルエンザ等に関するデータや情報の円滑な収集や共有・分析等が感染症危機の際に可能となることが求められる。このため、平時から国および県との連携体制やネットワークの構築に努める。

新型インフルエンザ等対策にあたっては、平時から、県および町で意見交換を進め、新型インフルエンザ等の発生時における対策の立案および実施にあたって、対策の現場を担う県の意見を適切に反映させることが重要である。

Ⅲ. DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進

近年、取組が進みつつあるDXは、迅速な新型インフルエンザ等の発生状況等の把握や関係者間でのリアルタイムな情報共有を可能とし、業務負担の軽減や関係者の連携強化が期待できるほか、研究開発への利用等のデータの利活用の促進により、新型インフルエンザ等への対応能力の向上に大きな可能性を持っている。

新型コロナ対応を踏まえ、新型インフルエンザ等の感染症危機管理の対応能力を向上させていくことを目指し、医療DXを含め、感染症危機対応に備えたDXを推進していくことが不可欠である。

国は、DX推進の取組として、接種対象者の特定や接種記録の管理等の予防接種事務のデジタル化および標準化による全国ネットワークの構築、電子カルテ情報の標準化等を進めていくとともに、国と地方公共団体、各地方公共団体間、行政機関と医療機関等との間の情報収集・共有、分析の基盤を整備していくことが重要であるとしている。また、医療機関における発生届に係る入力業務の負担軽減等を図るため、電子カルテと発生届の連携に向けて検討を進めることとしている。

さらに、DX推進に必要な人材の育成やデータ管理の在り方の検討を進めるとともに、収集された情報の利活用の促進に向けた課題の整理や検討を進める。

こうした取組を進めていくにあたって、視覚や聴覚等が不自由な方等にも配慮した、町民一人ひとりへの適時適切な情報提供・共有を行うことが重要である。

第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方および取組

第1章 実施体制

第1節 準備期（平時）

【目的】

新型インフルエンザ等が国内外で発生したまたはその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、全庁一体となった取組を推進することが重要である。

そのため、町は、平時において、あらかじめ関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成および確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。

また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

1-1 実践的な訓練の実施

町は、政府行動計画及び福井県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

1-2 行動計画等の作成や体制整備・強化

- ① 町は、町行動計画を作成するとともに、必要に応じ変更する。行動計画を作成または内容を変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。
- ② 町は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成するとともに、必要に応じて変更する。
- ③ 町は、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制を整備するため、必要に応じて総務課長を長とする「新型インフルエンザ等対策連絡会議(以下「対策連絡会議」という。)を開催し、各課との円滑な連携体制の構築や役割分担に関する確認および調整、感染症対策に関する研修等を実施する。

設置組織(会議)	新型インフルエンザ等対策連絡会議
開催時期	準備期(平時) 必要に応じて適宜開催
構成	総務課長 診療所長 エネルギー政策課長 エネルギー政策課長補佐 健康福祉課長 健康福祉課長補佐 統括保健師長に準ずる者 関係課担当者
主な目的・機能	・各課との円滑な連携体制の構築 ・役割分担に関する確認および調整 ・感染症対策に関する研修等の実施等

- ④ 町は、国や国立健康危機管理研究機構(JIHS)等の研修等を積極的に活用し、感染症対策に携わる人材の育成に努める。

1-3 国及び県等との連携の強化

- ① 町は、国、県および指定(地方)公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認および訓練を実施するとともに、関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。

第2節 初動期

【目的】

新型インフルエンザ等が国内外で発生し、またはその疑いがある場合には、危機管理として事態を的確に把握するとともに、町民の生命および健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。

そのため、町は、準備期における検討等に基づき、必要に応じて対策連絡会議を開催し、町および関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

2-1 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 国が政府対策本部を設置した場合や県が県対策本部を設置した場合において、町は、必要に応じて町対策本部を設置することを検討し、新型インフル

エンザ等対策に係る措置の準備を進める。

- ② 町は、必要に応じて、第1節(準備期)1-2 を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

2-2 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

町は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。

第3節 対応期

【目的】

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、町および関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要である。

感染症危機の状況ならびに町民生活および町民経済の状況や、各対策の実施状況に応じて、柔軟に対策の実施体制を整備し、随時見直すとともに、特に医療の逼迫、病原体の変異およびワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合には、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期にかつ少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

3-1 基本となる実施体制の在り方

町対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

- ① 町は、県と連携し、町内の感染状況について、収集した情報やリスク評価を踏まえて、地域の実情に応じた適切な新型インフルエンザ等対策を実施する。
- ② 町は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講じる。

3-1-1 職員の派遣・応援への対応

- ① 町は、新型インフルエンザ等のまん延により、その全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ

等対策の事務の代行を要請する。

- ② 町は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町または県に対して応援を求める。

3-1-2 必要な財政上の措置

町は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。

3-2 緊急事態措置

3-2-1 緊急事態宣言時の手続き

町は、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされた場合には、直ちに特措法に基づく対策本部を設置し、平時における準備を基に、全庁体制で町民の生命および健康を保護し、町民生活および町民経済に及ぼす影響が最小となるよう必要な措置を講じる。

■町対策本部の組織

設置組織(会議)	新型インフルエンザ等対策本部会議
開催時期	「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」がなされたとき(特措法)
構成	本部長 町長 副本部長 副町長 本部付き職員 教育長 美浜消防署長 三方郡医師会長 本部員 統括幹 各課(局・室)長 本部連絡員 各班長の指名する者 本部事務局 エネルギー政策課 健康福祉課
主な目的・機能	・全庁体制で町民の生命および健康を保護する ・町民生活および地域経済に及ぼす影響が最小となるよう必要な措置を講じる

対策本部会議	本部長	町長
	副本部長	副町長
	本部長付	教育長
		美浜消防署長
		三方郡医師会長
	本部員	産業連携統括幹
		防災・技術統括幹
		総務課長
		議会事務局長
		会計管理者
		まちづくり推進課長
		エネルギー政策課長
		税務課長
		住民環境課長
		こども未来課長
		観光誘客課長
		産業政策課長
		土木建築課長
		上下水道課長
		教育総務課長
生涯学習推進課長		
健康福祉課長		
本部連絡員	各班長の指名する者 (各班から1人)	



■各班の業務分担

1. 準備期から初動期

班 名	業務分担
【総務班】 総務課 エネルギー政策課 議会事務局 出納室 健康福祉課	1 対策本部を設置する。 2 感染情報等の収集および各班への伝達を行う。 3 職員の動員配備について検討する。 4 本部事務局の運営および本部会議の庶務を行う。 5 国、県および他市町との連絡調整を行う。 6 関係機関との連絡調整を行う。 7 各班との連絡調整を行う。 8 住民への対策・対応の指示等を行う。 9 要員の確保について準備する。 10 対策関係予算を措置および執行する。 11 特命事項の指示および処理について検討する。 12 業務継続計画の具体的な取組みを実施する。 13 来客及び職員に対する感染予防対策を行う。
【広報情報班】 まちづくり推進課 税務課	1 各種情報の取りまとめを行う。 2 情報記録および広報資料の収集整理ならびに提供を行う。 3 住民に対する広報および広聴活動を行う。 4 報道機関への情報提供および対応を行う。 5 職員への情報提供を行う。
【住民生活班】 住民環境課 上下水道課	1 住民からの相談体制の整備・運営を行う。 2 各集落との連絡調整を行う。 3 町民、事業者に対し、ごみの減量化を要請する。 4 緊急輸送に係る車両その他輸送手段の確保および配車について準備する。 5 食糧、生活必需品の調達・搬送・配布準備を行う。 6 ライフラインの確保を行う。 7 水質の安全管理を行う。
【保健福祉医療班】 健康福祉課 こども未来課 土木建築課	1 県及び医療関係機関との連絡調整を行う。 2 町民に対する予防・感染拡大防止対策を行う。 3 保育園児・乳幼児・高齢者等に対する予防対策等を行う。 4 妊婦・基礎疾患を有する者等に対する予防対策等を行う。 5 福祉関係施設等との連絡調整を行う。

	<ul style="list-style-type: none"> 6 保育園における感染状況を把握する。 7 町内における感染状況を把握する。 8 県と協力して発熱等に係る相談窓口の運営を行う。 9 医薬品・マスク・防護服等の計画的使用を行う。 10 要援護者対策を行う。
【産業対策班】 観光誘客課 産業政策課	<ul style="list-style-type: none"> 1 観光及び商工関係団体との連絡調整を行う。 2 観光客等に対する予防・感染拡大防止対策を行う。 3 町内各事業者との連絡調整・予防対策を行う。 4 福井県JAおよび漁協等との連絡調整を行う。 5 農林水産物、家畜等に係る感染予防対策を行う。 6 風評被害対策について検討する。
【教育対策班】 教育総務課 生涯学習推進課	<ul style="list-style-type: none"> 1 県教育委員会との連絡調整を行う。 2 学校における感染状況を把握する。 3 学校の休業及び行事の対応を検討する。 4 児童・生徒・学校関係者等に対する予防対策等を行う。 5 社会教育行事等の対応について検討する。 6 施設利用者に対する予防対策等を行う。
【救急班】 美浜消防署	<ul style="list-style-type: none"> 1 救急活動を行う。 2 消防職員および消防団員の動員準備をする。 3 救急の応援隊の受入れ体制準備をする。 4 感染情報を収集する。

2. 対応期

班 名	業務分担
【総務班】 総務課 エネルギー政策課 議会事務局 出納室 健康福祉課	1 対策本部の設置を継続する。 2 感染情報等の収集及び各班への伝達を行う。 3 職員の動員配備を行う。 4 本部事務局の運営及び本部会議の庶務を行う。 5 国、県及び他市町との連絡調整を行う。 6 関係機関との連絡調整を行う。 7 各班との連絡調整を行う。 8 住民への対策・対応の指示等を行う。 9 要員の確保を行う。 10 対策関係予算を措置及び執行する。 11 特命事項の指示及び処理を行う。 12 業務継続計画の実施を継続する。 13 来客及び職員に対する感染予防対策を強化する。
【広報情報班】 まちづくり推進課 税務課	1 各種情報の取りまとめを行う。 2 情報記録及び広報資料の収集整理ならびに提供を行う。 3 住民に対する広報および広聴活動を行う。 4 報道機関への情報提供および対応を行う。 5 職員への情報提供を行う。 6 特命事項の処理を行う。
【住民生活班】 住民環境課 上下水道課	1 住民からの相談体制の整備・運営を行う。 2 各集落との連絡調整を行う。 3 ごみの収集回数を減らし、町民事業者に周知する。 4 緊急輸送に係る車両その他輸送手段の確保および配車をする。 5 食糧、生活必需品の調達・搬送・配布を行う。 6 ライフラインの確保を行う。 7 水質の安全管理を行う。 8 一時的に遺体の安置ができる施設等を確保する。 9 特命事項の処理を行う。
【保健福祉医療班】 健康福祉課 こども未来課 土木建築課	1 県及び医療関係機関との連絡調整を行う。 2 町民に対する予防・感染拡大防止対策を強化する。 3 保育園児・乳幼児・高齢者等に対する予防対策等を強化する。 4 妊婦・基礎疾患を有する者等に対する予防対策等を強化する。

	<ul style="list-style-type: none"> 5 福祉関係施設等との連絡調整を行う。 6 保育園における感染状況を把握する。 7 町内における感染状況を把握する。 8 県と協力して相談窓口の継続、運営を行う。 9 医薬品・マスク・防護服等の計画的な使用および再整備を行う。 10 要援護者対策を強化する。(見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等の生活支援や、搬送、死亡時の対応等) 11 特命事項の処理を行う。
【産業対策班】 観光誘客課 産業政策課	<ul style="list-style-type: none"> 1 観光および商工関係団体との連絡調整を行う。 2 観光客等に対する予防・感染拡大防止対策を行う。 3 町内各事業者との連絡調整・予防対策を強化する。 4 福井県JAおよび漁協等との連絡調整を行う。 5 農林水産物、家畜等に係る感染予防対策を強化する。 6 風評被害対策を行う。 7 特命事項の処理を行う。
【教育対策班】 教育総務課 生涯学習推進課	<ul style="list-style-type: none"> 1 県教育委員会との連絡調整を行う。 2 学校における感染状況を把握する。 3 学校の休業および行事の自粛要請を行う。 4 児童・生徒・学校関係者等に対する予防対策等を強化する。 5 社会教育行事等の対応をする。 6 施設利用者に対する予防対策等を強化する。 7 特命事項の処理を行う。
【救急班】 美浜消防署	<ul style="list-style-type: none"> 1 救急活動を行う。 2 消防職員及び消防団員を動員する。 3 救急の応援隊の受入れを行う。 4 感染情報を収集する。

3-3 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

3-3-1 美浜町対策本部の廃止

町は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言(新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。)がなされたときは、遅滞なく町対策本部を廃止する。

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期（平時）

【目的】

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、町民、県や他市町、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、町民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、町は、平時から町民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

具体的には、町民等が可能な限り科学的根拠等に基づいて適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、国、県および町による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた町民等への情報提供・共有の項目や手段、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有に生かす方法等について整理する。

1-1 新型インフルエンザ等の発生前における町民等への情報提供・共有

1-1-1 感染症に関する情報提供・共有について

- ① 町は、平時から感染症に関する基本的な情報と感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動と対策等について、町民等の理解を深めるため、リーフレット、ホームページ、SNS等の各種媒体を利用し、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。これらの取組等を通じ、町による情報提供・共有が有用な情報源として町民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。その際、個人レベルでの感染対策が、社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。

また、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生する恐れがあることから、保健衛生部局や福祉部局、教育委員会等が互いに連携しながら、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情

報提供・共有を行う。また、学校教育の現場をはじめ、子どもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。

- ② 町は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じた町民等への情報提供・共有内容について あらかじめ整理しておく。また、町民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮を考慮しつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。

1-1-2 偏見・差別等に関する啓発

感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について町民に啓発し、町民一人ひとりの生活に寄り添い基本的人権が守られるように努める。

1-1-3 偽・誤情報に関する啓発

町は、感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらにSNS 等によって増幅されるインフォデミック（信頼性の高い情報とそうではない情報が入り混じって不安や恐怖と共に急激に拡散され、社会に混乱をもたらす状況）の問題が生じ得ることから、AI（人工知能）技術の進展・普及状況等も踏まえつつ、偽・誤情報に関する啓発を行う。

また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、科学的知見等に基づいた情報を繰り返し提供・共有する等、町民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

1-2 県と町の間における感染状況等の情報提供・共有

町は、新型インフルエンザ等の発生時に県からの感染状況、対策方針等の情報提供・共有を円滑に行うことができるよう、あらかじめ双方向の情報提供・共有の在り方を整理する。

1-3 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

- ① 町は、新型インフルエンザ等の発生時に速やかに感染症情報を町民等へ情報提供・共有が図れるよう、必要に応じて専門的知見を有する者等からの助言を得ながら、情報提供・共有方法や、コールセンター等の設置をはじめとした相談

体制、リスクコミュニケーションの在り方等について検討する。

- ② 町は、感染症情報の共有にあたり、情報の受取り手である町民等と可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、町民等が必要とする情報を把握し、更なる情報提供・共有に活かす方法等を整理する。
- ③ 町は、新型インフルエンザ等の発生時に国からの要請を受けて町民等からの相談に応じるため、コールセンター等が設置できるよう準備を進める。

第2節 初動期

【目的】

新型インフルエンザ等の発生または発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、町民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、町民等が可能な限り科学的根拠等に基づいて適切に判断・行動できるよう、町民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、町民等の不安の解消等に努める。

2-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有

2-1-1 町における情報提供・共有

- ① 町は、町民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用して、その時点で把握している科学的知見等に基づき、国内外における新型インフルエンザ等の発生状況、有効な感染予防対策等について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進め

るとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

また、町民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

- ② 外国人労働者等に対しては、国籍ごとの居住人数および居住場所の把握に努め、雇用主や国際交流協会等の協力を得ながら、適切な情報提供・共有を行う。
- ③ 町は、国が定める新型インフルエンザ等の発生状況等に関する公表基準等を踏まえ、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。

2-1-2 偏見・差別等に関する対応

町は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は許されるものではない。それによって、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に町民等に情報提供・共有する。

また、町は県および国と連携し、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報など、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、町民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

2-2 県と町の間における感染状況等の情報提供・共有

町は、県との新型インフルエンザ等の感染状況や対策方針等についての情報提供・共有を円滑に行うことができるよう、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、双方向による迅速かつ確実な情報提供・共有に努め、地域の状況を把握する。

2-3 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 町は、国からの要請を受けてコールセンター等を設置し、町民等の相談に応じるとともに、国や県から提供されたQ&A等に基づき、適切に情報を提供する。
- ② 町は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者をはじめ町民等の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、SNSの動向やコールセンター等に寄せられる意見の把握等を通じて、情報の受取り手である町民等の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。

第3節 対応期

【目的】

感染症危機において対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、町民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、町は町民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する町民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要がある。

具体的には、町民等が可能な限り科学的根拠等に基づいて適切に判断・行動できるよう、町民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、町民等の不安の解消等に努める。

3-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有

3-1-1 町における情報提供・共有

- ① 町は、町民等が情報を受け取る媒体や、その受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用して、その時点で把握している科学的知見等に基づき、国内外における新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大措置等の対策等について、対策の実施主体等を明確にしながら、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

また、町民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

- ② 外国人労働者等に対しては、国籍ごとの居住人数および居住場所の把握に努め、雇用主や国際交流協会等の協力を得ながら、適切な情報提供・共有を行う。

- ③ 町は、国が定める新型インフルエンザ等の発生状況等に関する公表基準等を踏まえ、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。

3-1-2 偏見・差別等に関する対応

町は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に町民等に情報提供・共有する。

また、町は県および国と連携し、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報など、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有するなど、町民等が正しい情報を円滑に入手できるよう適切に対処する。

3-2 県と町の間における感染状況等の情報提供・共有

町は、県との新型インフルエンザ等の感染状況等の情報提供・共有を円滑に行うことができるよう、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、双方向による迅速かつ確実な情報提供・共有に努め、地域の状況および町民が必要とする情報把握を行い、次の情報提供に反映する。

3-3 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 町は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者をはじめ町民等の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、SNSの動向やコールセンター等に寄せられる意見の把握等を通じて、情報の受取り手である町民等の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくりスクコミュニケーションを行うよう努める。
- ② 町は、国からの要請を受けて設置したコールセンター等の体制を強化・継続し、町民等の相談に応じるとともに、国や県から提供されたQ&A等に基づき、適切な情報提供を行う。

第3章 まん延防止

第1節 準備期(平時)

【目的】

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することにより、町民の生命および健康を保護するため、また、有事におけるまん延防止措置への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するために、町民等や事業者の理解促進に取り組む。

1-1 新型インフルエンザ等発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

町および保育園・学校等は、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）に関する正しい知識の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターや医療機関に連絡し、指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等、有事の対応等について平時から理解促進を図る。

第2節 初動期

【目的】

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を行うための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにするために、町内でのまん延の防止やまん延時の迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

2-1 まん延防止対策の準備

町は、国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

第3節 対応期

【目的】

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、町民の生命および健康を保護する。

その際、町民生活や社会経済活動への影響も十分考慮する。

また、町内の感染状況を踏まえた上で、県と連携して国等が準備期に検討した指標やデータ等も活用しながら、緊急事態措置をはじめとする対策を柔軟かつ機動的に切り替えていくことで、町民生活や社会経済活動への影響の軽減を図る。

3-1 まん延防止対策の内容

町は、県が、国等による情報の分析やリスク評価に基づき感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、変異の状況、感染状況および町民の免疫の獲得状況等に応じてまん延防止対策を講じるにあたり、必要な協力を行い迅速に対応する。

3-1-1 患者や濃厚接触者以外の町民に対する要請等

3-1-1-1 外出等に係る要請等

町は、県が地域の実情に応じて集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛や、都道府県間の移動自粛の要請を行った場合、町民等が速やかにその要請に応じ行動できるよう周知を行う。

また、町は、県がまん延防止等重点措置として重点区域において営業時間が変更されている業態に属する事業が行われている場所への外出自粛の要請や、緊急事態措置として、新型インフルエンザ等緊急事態において生活の維持に必要な場所を除き、みだりに居宅等から外出しないこと等の要請を行った場合において、町民等が速やかにその要請に応じ行動できるよう周知を行う。

3-1-1-2 基本的な感染対策に係る要請等

町は、国や県と連携し、町民に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策に加え、時差出勤やテレワーク、オンライン会議等の活用等の取組を推奨するとともに、必要に応じてその徹底について周知・啓発を行う。

3-1-2 事業者や学校等に対する要請

3-1-2-1 営業時間の変更や休業要請等

町は、県がまん延防止等重点措置として行う、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対する営業時間の変更の要請や、緊急事態措置として行う学校等の多数の者が利用する施設を管理する者または当該施設を使用して催物を開催する者に対する施設の使用制限(人数制限や無観客開催)や停止(休業)等の要請に関して、必要な対応を迅速に行う。

3-1-2-2 学級閉鎖・休校等の要請

- ① 町は、県が、感染状況、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)を踏まえ必要に応じて行う、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有を受けて、迅速に関係者への情報提供・共有を行う。
- ② 町は、県が学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に基づく臨時休業(学級閉鎖、学年閉鎖または休校)等を地域の感染状況等に鑑み適切に行うよう学校の設置者等に要請した場合には、その要請に応じ、迅速に対応する。

第4章 ワクチン

第1節 準備期(平時)

【目的】

新型インフルエンザ等の発生時に町民の生命および健康を保護し、町民生活および町民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国の方針を踏まえた円滑なワクチン接種の実現に向けて、国および県のほか、医療機関や事業者等とともに、必要な準備を行う。

1-1 ワクチンの接種に必要な資材

町は、以下の表1を参考に、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

表1 予防接種に必要な可能性のある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋(S・M・L) <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
※接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。 (代表的な物品) ・血圧計等 ・静脈路確保用品 ・輸液セット ・生理食塩水 ・アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、 抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤 等の薬液	【文房具類】
	<input type="checkbox"/> ボールペン(赤・黒) <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	【会場設営物品】
	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫/保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等

1-2 ワクチンの供給体制

町は、実際にワクチンを供給するにあたっては、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、管内の医療機関と連携を密にし、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。

1-3 接種体制の構築

1-3-1 接種体制

町は、国の方針を踏まえ、平時から医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な調整を行う。

1-3-2 特定接種

① 町は、特定接種について、国が行う事業者の登録作業に係る周知および登録事業者の登録に対し、必要な協力を行う。

② 登録事業者のうち特定接種の対象となり得る者および新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町の地方公務員については、町を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。

町は、国の要請を踏まえ速やかに特定接種が実施できるよう準備を行うとともに、登録事業者に対して必要な支援を行う。

③ 町は、特定接種の対象となり得る地方公務員について対象者を把握し、厚生労働省宛てに人数を報告する。

1-3-3 住民接種

平時から以下(ア)から(ウ)までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

(ア) 町は、国等の協力を得ながら、町の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。

a 町は、住民接種については、厚生労働省及び県の協力を得ながら、希望する町民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、地域医師会等と連携の上、接種体制について検討を行う。

また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れについてシミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた訓練を平時から行う。

- i 接種対象者数
- ii 町の人員体制の確保
- iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
- iv 接種場所の確保(医療機関、公的な施設等)および運営方法
- v 接種に必要な資材等の確保
- vi 国、県及び市町間、医師会等の関係団体への連絡体制の構築
- vii 接種に関する町民への周知方法

b 町は、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておくなど、住民接種のシミュレーションを行う。

また、高齢者施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、関係部局が連携し、これらの者への接種体制を検討しておく。

表2 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計(総人口)	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計(1-6歳未満)	D	
乳児	人口統計(1歳未満)	E1	
乳児保護者※	人口統計(1歳未満)×2	E2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生・中学生・高校生相当	人口統計(6歳-18歳未満)	F	
高齢者	人口統計(65歳以上)	G	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	$A-(B+C+D+E1+E2+F+G)=H$

※ 乳児(1歳未満の者)が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

出典: 新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン
(予防接種(ワクチン)に関するガイドライン)

c 町は、医療従事者の確保について、接種方法(集団的接種か個別接種)や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定する。

特に、接種対象者を1か所に集めて実施する集団的接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、町は、地域の医師会等の協力を得てその確保を図り、個別接種、集団的接種いずれの場合も、地域の医師会や医療機関等との協力の下、接種体制が構築できるよう、事前に合意を得ておく。

d 町は、接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所および調剤(調製)場所、接種の実施にあたる人員の配置のほか、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつ、それぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討する。また、調製後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮する。

(イ) 町は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、本町以外における接種を可能にするよう取組を進める。

(ウ) 町は、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

1-4 情報提供・共有

1-4-1 町民への対応

町は、町民等に対し、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、国が科学的根拠に基づき提供・共有する新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性および安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報について、ホームページやSNS等を通じて発信し、町民等の理解促進を図る。

1-4-2 衛生部局以外の分野との連携

町健康福祉課は、予防接種施策の推進に当たり、医療関係者及び町健康福祉課以外の分野、具体的には町危機管理対策室、町こども未来課等との連携及び協力が重要であり、その強化に努める必要がある。また、児童生徒に対する予防接種施策の推進にあたっては、学校保健との連携が不可欠であり、町健康福祉課は、町教育総務課等との連携を進め、例えば、必要に応じて学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第11条に規定する就学時の健康診断及び第13条第1項に規定する児童生徒等の健康診断の機会を利用して、予防接種に関する情報の周知を町教育総務課や学校に依頼する等、予防接種施策の推進に資する取組に努める。

1-5 DXの推進

町は、国が構築する接種記録に係るシステムを活用し円滑な接種につなげる。

- ① 町は、町が活用する予防接種関係のシステム(健康カルテ)が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。
- ② 町は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する必要があることに留意する。
- ③ 町は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を町民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等の mismatches が生じないように、環境整備に取り組む。

第2節 初動期

【目的】

国の方針に基づき、準備期からの取組を基に、県等と連携して接種体制等の必要な準備を進め、速やかな予防接種へとつなげる。

2-1 ワクチンの接種に必要な資材

町は、第4章 第1節 1-1 において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。

2-2 接種体制

2-2-1 接種体制の構築

- ① 町は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。
- ② 町は、国が示す住民接種の目標ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討する。
- ③ 接種の準備にあたっては、予防接種業務担当部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当を決定した上で、それぞれの業務について必要な人員数を想定し、業務継続が可能な人員の確保および配置を行う。
- ④ 接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。
- ⑤ 町は、高齢者施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、関係団体等と連携し、接種体制を構築する。

2-2-2 臨時の接種会場

- ① 町は、接種が円滑に行われるよう、医療機関等以外の場所（公的な施設等）を臨時の接種会場として開設し、医療機関等の医師・看護師等が当該臨時の接種会場において接種を行うことについても協議を行うとともに、臨時の接種会場における運営方法を検討し、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。また、臨時の接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が

実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。

- ② 医療機関等以外の臨時の接種会場における接種従事者は、予診を担当する医師1名、接種を担当する医師または看護師1名、薬液充填および接種補助を担当する看護師または薬剤師等1名を1チームとすることを基本とし、接種後の状態観察を担当する者(医療従事者が望ましい)、検温、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、接種済証の発行などを担当する事務職員等を配置する。
- ③ 臨時の接種会場は、感染予防の観点から、被接種者が一定の間隔を取ることができる広さを確保し、ロープなどで接種経路の進行方向に一定の流れをつくるとともに、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際して接種の流れが滞ることがないように配慮する。また、車いすやスロープの設置等、要配慮者への対応について準備を行う。
- ④ 臨時の接種会場において必要な物品については、第4章 第1節 1-1 の資材が想定されるため、会場の規模やレイアウトを踏まえて必要数を準備する。
- ⑤ 臨時の接種会場における救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等が必要であることから、薬剤購入等に関しては、あらかじめ医師会等と協議の上で、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理に努める。

また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、地域の医療関係者や敦賀美方消防組合の協力を得ながら、搬送先となる二次医療機関等を選定して、適切な連携体制を確保する。

- ⑥ 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨を表示した掲示板を掲げる等の必要な措置を講じるなど、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)」の基準を遵守するとともに、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等について事前に協議しておく。

第3節 対応期

【目的】

あらかじめ準備期に計画したワクチンの供給体制および接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施する。

実施にあたっては、国の方針および実際のワクチン供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ、関係者間で随時調整を行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

また、ワクチンを接種したことによる副反応の症状等についても適切な情報収集・提供を行うとともに、健康被害救済制度についての周知に努める。

3-1 ワクチンの供給

- ① 町は、国からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量および供給状況の把握を行うものとし、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないよう、ワクチンの割りあて量の調整を行う。
- ② 町は、国からの要請を受けて、町に割りあてられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて、ワクチンを割りあてる。
- ③ 町および県は、国からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、県を中心に関係者に対する聴取や調査等を行って管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。

また、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等をあわせて行う。

3-2 接種体制

- ① 町は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。
- ② 町は、新型インフルエンザ等の流行株が変異し、国の方針に基づき追加接種を行う場合においても、国および県、医療機関等と連携し、混乱なく円滑に接種が進められるよう接種体制の継続的な整備に努める。

3-2-1 特定接種

3-2-1-1 地方公務員に対する特定接種の実施

町は、特定接種を実施することを国が決定した場合において、国が定めた具体的な運用方針に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町職員の対象者

に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

3-2-2 住民接種

3-2-2-1 予防接種体制の準備

町は、国が定める接種順位の決定を踏まえ、国と連携して、予防接種を実施するための準備を行う。

3-2-2-2 予防接種体制の構築

- ① 町は、国からの要請を受けて、全町民が速やかに接種を受けられるよう、準備期および初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。
- ② 町は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。
- ③ 町は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所の設備、接種に要する資材(副反応の発生に対応するためのものを含む)の整備状況についての確認を行う。
- ④ 町は、接種会場における感染対策として、発熱等の症状を呈しているなど予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう注意喚起を行う。
- ⑤ 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。

3-2-2-3 接種に関する情報提供・共有

- ① 町は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、町民に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。

また、国からの要請を受けて、国に対し接種に関する情報提供・共有を行う。

- ② 町が行う接種勧奨については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知する。

スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行する等により接種機会を逸することのないよう対応する。

- ③ 町は、接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、ホームページやSNS、広報誌への掲載等により、町民への周知を図る。

3-2-2-4 接種体制の拡充

町は、感染状況を踏まえ、必要に応じて公的な施設等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。

また、高齢者施設等の社会福祉施設に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町健康福祉課や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

3-2-2-5 接種記録の管理

町は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に国が整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

3-3 副反応疑い報告等

3-3-1 ワクチンの安全性に係る情報の収集及び提供

町は、ワクチンの安全性について、国において収集・整理される情報や、医療機関等からの予防接種後の副反応疑い報告で得られる情報、最新の科学的知見、海外の動向等の情報をもとに町民等への適切な情報提供・共有を行う。

3-3-2 健康被害に対する速やかな救済

- ① 町は、国や県と連携し、予防接種の実施により健康被害が生じたおそれがある者について、速やかに救済を受けられるように、制度の周知を行う。
- ② 町は、予防接種健康被害救済措置について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を行う。

3-4 情報提供・共有

- ① 町は、国および県と連携し、町民等に対し、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深めるための啓発を行うとともに、接種スケジュール、使用ワクチンの種類、有効性および安全性、接種時に起こりうる副反応の内容やその頻度、副反応への対処方法、接種対象者や接種頻度、副反応疑い報告および健康被害救済制度等の予防接種に係る情報について、積極的にリスコムニケーションを行う。
- ② 町は、自らが実施する予防接種に係る情報(接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等)に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について、町民等への周知・共有を行う。

3-4-1 特定接種に係る対応

町は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口(コールセンター等)の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。

3-4-2 住民接種に係る対応

町は、予防接種の実施主体として、具体的な接種スケジュールや接種の実施場所・方法、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、国および県が設置する相談窓口(コールセンター等)の連絡先等の周知を行うとともに、町民からの基本的な相談に応じる。

特に、特措法第27条の2第1項に基づく住民接種の開始時においては、新型インフルエンザ等の流行に対する不安が高まっており、ワクチンの需要が極めて高い一方、供給量が限られていることに加え、ワクチンの有効性・安全性についての情報が限られること、平時の予防接種では実施していない接種体制による混乱等も想定されることから、町民一人ひとりがどのように対応すべきかについて、分かりやすく伝えることに努める。

第5章 保健

第1節 準備期(平時)

【目的】

感染症の有事には、保健所は地域における情報収集・分析を実施し、それぞれの地域の実情に応じた感染症対策の実施を担う点で、感染症危機時の中核となる。

また、県衛生環境研究センターは、地域の情報収集・分析等における科学的かつ技術的な役割を担う点で、感染症危機の中核となる。

町は、県が収集・分析した感染症に係る情報を、県と連携して関係者や町民と積極的に共有し、感染症の発生状況と対策に関する共通理解を形成することにより、有事の際の迅速な情報提供・共有の基盤づくりを行う。

1-1 人材の確保

町は、平時から感染症対応が可能な専門職を含む人材の計画的な確保に努めるとともに、有事の際の保健体制を構築する。

1-2 研修・訓練等を通じた人材育成および連携体制の構築

- ① 町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国や県の研修・訓練等を積極的に活用し、人材の育成を図る。
- ② 町は、県等が実施する感染症対策に係る連携会議等に積極的に参加し、意見交換や必要な調整等を通じて連携を強化するとともに、感染症危機への対応能力の維持向上を図る。

第2節 初動期

【目的】

初動期は町民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に準備を進めることが重要であるため、町は町民等に対して、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の町内での発生を想定したリスクコミュニケーションを開始することにより、地域の協力を得ながら感染拡大のリスクを低減する。

2-1 有事体制への移行

町は、県から応援派遣要請があった場合の対応について、準備を進める。

2-2 町民への情報提供・共有の開始

町は、国や県が設置した情報提供・共有のためのウェブサイト等の町民への周知、Q&Aの公表、町民向けのコールセンターの設置等を通じて、町民等に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向的にコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。

第3節 対応期

【目的】

新型インフルエンザ等の発生時に、県と連携し、求められる業務に協力することにより、町民の生命および健康を保護する。

その際、感染症の特徴や感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

3-1 主な対応業務の実施

- ① 町は、県が実施する健康観察等に協力する。
- ② 町は、県が実施する当該患者とその濃厚接触者が日常生活を営むために必要な食事提供等のサービスやパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。
- ③ 町は、県が②の食事提供等の体制を整備するまでの期間において、必要に応じて、町の備蓄物資を支給する等、地域の実情に応じた柔軟な対応に努める。

第6章 物資

第1節 準備期(平時)

【目的】

感染症対策物資等は、有事において検疫・医療・検査等を円滑に実施するために欠かせないものであるため、町は、感染症対策物資等の備蓄の推進等、必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保できるようにする。

1-1 感染症対策物資等の備蓄等

- ① 町は、行動計画に基づき、その所掌事務または業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

- ② 消防機関は、国および県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。

第2節 初動期

【目的】

感染症物資等の不足により、検疫、医療、検査等の実施が滞り、町民の生命および健康への影響が生じることを防ぐことが重要であるため、町は、感染症対策物資等の需給状況の確認等を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保する。

2-1 感染症対策物資等の備蓄等の確認および確保

町は、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえ、必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認するとともに、感染症対策物資等が不足するおそれがある場合は、国および県等と連携し必要な感染症対策物資等の確保に努める。

第3節 対応期

【目的】

感染症物資等の不足により、検疫、医療、検査等の実施が滞り、町民の生命および健康への影響が生じることを防ぐことが重要であるため、町は、初動期に引き続き必要な感染症対策物資等の確保を図るとともに、使用状況に応じた補充に努める。

3-1 備蓄物資等の供給に関する相互協力

町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資および資材が不足するときは、国や県等が備蓄する物資等の供給を県に要請するとともに、町が備蓄する物資等を融通する等、物資および資材の供給に関し相互に協力するよう努める。

第7章 町民生活および町民経済の安定の確保

第1節 準備期(平時)

【目的】

新型インフルエンザ等の発生時には、町民の生命および健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等および新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置の実施により、町民生活および町民経済に大きな影響が及ぶ可能性がある。

町は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や町民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、各々必要な準備を行うことを推奨することにより、新型インフルエンザ等の発生時に町民生活および町民経済の安定を確保するための体制および環境を整備する。

1-1 情報共有体制の整備

町は、新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、関係機関との連携や関係課間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

1-2 支援の実施に係る仕組みの整備

町は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等についてDXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象者に迅速かつ網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

1-3 物資及び資材の備蓄等

- ① 町は、行動計画に基づき、第6章 第1節 1-1 で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務または業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法 第49条 の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

- ② 町は、事業者や町民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

1-4 生活支援を要する者への支援等の準備

町は、国からの要請に基づき、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者等への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、

搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。

1-5 火葬体制の構築

町は、国および県と連携し、火葬場の火葬能力および一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行うとともに、県が確保する広域的な火葬体制を踏まえ、新型インフルエンザ等の感染拡大時においても火葬等を適切に実施できるよう、調整を行う。

また、その際には、住民環境課等との調整を行うものとする。

1-6 廃棄物の処理

町は、廃棄物処理業者と連携し、新型インフルエンザ等の発生時においても廃棄物を適切に処理できるよう、適宜情報共有を図る。

第2節 初動期

【目的】

町は、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、町民生活および社会経済活動の安定を確保する。

2-1 遺体の火葬・安置

町は、国および県からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

2-2 廃棄物の処理

町は、廃棄物処理業者と連携し、新型インフルエンザ等の発生時において 廃棄物を適切に処理する体制を整えるとともに、国が策定した「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」（国が新たに発生した新型インフルエンザ等に関してガイドラインを示した場合においては、当該ガイドライン）に準じて、廃棄物を適切に処理する。

第3節 対応期

【目的】

町は、国および県と連携し、準備期での対応を基に、町民生活および町民経済の安定を確保するための取組を行う。

また、新型インフルエンザ等および新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、町民および事業者等への必要な支援や対策を行うことにより、町民生活および町民経済の安定の確保に努める。

3-1 町民生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1 心身への影響に関する施策

町は、国および県と連携し、新型インフルエンザ等および新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮して、必要な施策(自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等)を講ずる。

3-1-2 生活支援を要する者への支援

町は、国および県からの要請を受けて、高齢者、障がい者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等を行う。

3-1-3 外出自粛対象者への支援

町は、両親が患者となって入院し、自宅に残される未成年の子や、若夫婦が患者となって入院し、自宅での待機を余儀なくされた高齢者への生活支援を行う。

生活物資が必要でありながら、濃厚接触者となり外出や買い物が困難な状況に陥るため、安心して生活を続けられるよう、町の災害用備蓄品から食料品等の生活必需品を提供しサポートする。

3-1-4 教育および学びの継続に関する支援

町は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、国および県と連携し、教育および学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

3-1-5 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 町は、国および県と連携し、町民生活および町民経済の安定のために、物価の安定および生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占めや売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ② 町は、国および県と連携し、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ③ 町は、生活関連物資等の価格の高騰または供給不足が生じ、または生じるおそれがあるときは、臨時の財政措置等、必要な措置を講ずる。
- ④ 町は、国および県と連携し、新型インフルエンザ等緊急事態において、町民生活との関連性が高い物資もしくは役務または町民経済上重要な物資もしくは役務の価格の高騰または供給不足が生じ、または生じるおそれがあるときは、「生活関連物資等の買占めおよび売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和48年法律第48号)」、「国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)」、その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置(事業者や町民等への情報提供等)を講ずる。

3-1-6 埋葬・火葬の特例等

- ① 町は、国および県からの要請を受けて、可能な限り火葬炉を稼働させる。
- ② 町は、「埋火葬許可証」の発行にあたっては、「一類感染症等」を明記するとともに、迅速に発行できるよう努める。
- ③ 町は、国および県からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- ④ 町は、遺体の搬送および火葬に従事する者と連携し、円滑に火葬が実施できるよう努めるものとする。また、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。
- ⑤ 町は、必要に応じて、遺体の保存作業のための人員等を確保する。
- ⑥ 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、町は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県が確保する広域的な火葬体制についての最新情報を得て、県の協力のもと円滑に火葬が行われるよう努める。
- ⑦ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが

困難となり、国が公衆衛生上の危害の発生を防止するため特に緊急の必要があると認め、埋火葬の実施およびその手続きについて特例を定めた場合においては、町は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続きを行う。

3-2 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1 事業者に対する支援

町は、国や県の方針を踏まえ、新型インフルエンザ等および新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による、事業者の経営および町民生活への影響を緩和し、町民生活および町民経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

3-2-2 町民生活及び町民経済の安定に関する措置

- ① 町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。
- ② 町は、廃棄物処理業者と連携し、新型インフルエンザ等のまん延時において、廃棄物の収集・運搬・処理を円滑に行うために必要な措置を講ずる。

用語集

用語	内容
医療措置協定	感染症法第36条の3第1項に規定する、都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定。
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者(新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるものおよび無症状病原体保有者(感染症法第6条第11項に規定する感染症の病原体を保有している者であって、当該感染症の症状を呈していないもの)を含む。)、指定感染症の患者または新感染症の所見がある者。
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命および健康ならびに国民生活および国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
感染症対策物資等	感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品(薬機法第2条第1項に規定する医薬品)、医療機器(同条第4項に規定する医療機器)、個人防護具(着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具)、その他の物資ならびに、これらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資および資材。
帰国者等	帰国者および入国者。
季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルスのうち、抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こす「A型」、またはA型のような毎年の抗原変異が起こらない「B型」により引き起こされる、呼吸器症状を主とした感染症。
基本的対処方針	特措法第18条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。
業務継続計画	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
緊急事態宣言	特措法第32条第1項に規定する「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」のこと。 新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により、国民生活および国民経済に甚大な影響を及

	<p>ばし、またはそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨および緊急事態措置を実施すべき期間、区域およびその内容が公示される。</p>
緊急事態措置	<p>特措法第2条第4号に規定する「新型インフルエンザ等緊急事態措置」のこと。</p> <p>国民の生命および健康を保護し、ならびに国民生活および国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体ならびに指定公共機関および指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。</p> <p>例えば、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限または停止等を要請すること等が含まれる。</p>
健康観察	<p>感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、都道府県知事または保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者または当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。</p>
国立健康危機管理研究機構 (JIHS)	<p>国立健康危機管理研究機構法に基づき、内閣感染症危機管理統括庁(感染症危機の対応に係る政府全体の方針を策定し、各省庁の総合調整を実施する。)や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、2025年4月に設立された国立健康危機管理研究機構。</p> <p>国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。</p>
個人防護具	<p>マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。</p>
5類感染症	<p>感染症法第6条第6項に規定する感染症。</p> <p>新型コロナは、2023年5月8日に「5類感染症」に位置付けられた。</p>
指定感染症	<p>感染症法第6条第8項に基づき、政府が政令で一時的に指定する感染症。</p> <p>指定期間は原則1年間で、必要に応じて延長される。</p>
指定(地方)公共機関	<p>特措法第2条第7号に規定する指定公共機関および同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されてい</p>

	る。
住民接種	特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命および健康に著しく重大な被害を与え、国民生活および国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者および期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
新型インフルエンザ等	感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症(感染症法第14条の報告に係るものに限る。)および感染症法第6条第9項に規定する新感染症(全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。)をいう。 本行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。
新興感染症	かつて知られていなかった新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に公衆衛生上問題となる感染症。
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等または患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。
双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む国民等が適切に判断・行動することができるよう、国による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。
登録事業者	特措法第28条に規定する医療の提供の業務または国民生活および国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって、厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。 地方公共団体が特措法および感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別置法施行令第1条に規定するもの。
特定接種	特措法第28条の規定に基づき、医療の提供ならびに国民生活および国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があ

	ると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。
濃厚接触者	感染した人との近距離での接触や、長時間の接触等により、新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度(血液中の赤血球に含まれるヘモグロビンのうち酸素が結合している割合)を測定する医療機器。
パンデミックワクチン	流行した新型インフルエンザ等による発症・重症化を予防するために開発・製造されるワクチン。
フレイル	身体性脆弱性のみならず、精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。
プレパンデミックワクチン	将来パンデミックを生じるおそれが高く、あらかじめワクチンを備蓄しておくことが望まれるウイルス株を用いて開発・製造するワクチン。 新型インフルエンザのプレパンデミックワクチンについては、新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン。
まん延防止等重点措置	特措法第2条第3号に規定する、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。 同法第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活および国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。 例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から、特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいう
予防計画	感染症法第10条に規定する都道府県および保健所設置市等が定める、感染症の予防のための施策の実施に関する計画。

リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応(必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等)のため、多様な関係者の相互作用等を重視した概念。
--------------	---

美浜町新型インフルエンザ等対策行動計画

策定 平成26年 8月

改定 平成27年 4月

改定 令和 8年 3月

編集 美浜町健康福祉課

〒919-1192 福井県美浜町郷市25-25

TEL:0770-32-6704

FAX:0770-32-6050

E-mail:kenkou-fukushi@town.fukui-mihama.lg.jp